

IV 各センターの主要・重点事業

第1 横浜市総合リハビリテーションセンター運営事業

リハセンターは、関係機関・施設と連携しながら、年齢や障害の種別を問わず、一人ひとりのニーズに応じた最適なリハビリテーション計画を策定し実施します。

リハセンターが横浜市の障害児・者リハビリテーションの中核施設として担うべき役割を的確に実践していくために、さまざまな専門的機能を「総合力」として結集し、各事業・サービスを高い「品質」で提供できるよう引き続き努めます。

1 中途障害対策部門

主に脳血管障害や事故の後遺症による障害、難病の方を対象に、相談、診療・訓練、社会参加支援、企画研究開発、地域支援等のサービスを総合的に実施します。高次脳機能障害の方に対しては、高次脳機能障害支援センターを中心に、関係部署が密接に連携したサービスを実施します。

中途障害対策部門における今年度の重点事業は、次の4項目です。

- 地域の就労支援機関に対し、高次脳機能障害に対する対応や支援プログラムの共有を図るとともに、利用定着、受け入れの拡大に向けた支援を体系化します。
【新規】
- 外来、入院、入所、通所等リハセンター機能を利用される方に対する、複数部署が関連する支援プログラムの整理・拡充を行い、地域生活、社会参加に向けたサービスの向上に努めます。また、施設環境も見直し、ホスピタリティの向上を図ります。【拡充】
- 地域生活を経てから入院する利用者のプランについて、入院時から退院後までフォローアップすることで、地域支援者との関係を構築し、リハセンターの入院機能について周知します。また、福祉機器支援センターでの相談、支援、施設見学等を通じて地域支援者との連携を強化します。【拡充】
- 国の補助金や外部の競争的資金の導入等により行政に関する先進的な調査・研究に取り組み、学会発表等を積極的に行います。【継続】

(1) 総合相談

- 当事者同士の繋がりや支え合いを意図した外来での支援・プログラムを、リハセンター内各部署の協働により、月1回程度の頻度で実施していきます。あわせて、従来から実施している支援やプログラム内容を整理します。【新規】

(2) 診療・入院・訓練

- 活動性が高く、就労も視野に入れた若年層の利用者について、長期的に機能を維持しながら社会活動と参加を継続できるよう、リハセンターの就労支援事業退所者の集い等を活用しながら、医師やセラピストによる身体機能メンテナンス・

装具チェックの機会を提供します。【新規】

- 将来的に復職を検討している入院利用者に対し、リハセンターの就労支援サービスの利用者から、これまでの経過や経験等について話す機会を設定します。入院利用者が入院生活や今後のリハビリテーションに意味を見出し、モチベーションの向上につながるよう支援します。【新規】
- 地域生活を経てから入院に至る利用者のプランについて、入院時から地域支援者とも情報を共有して、お互いの認識を適合させます。また、退院後も利用者をフォローアップすることで、地域支援者との連携を深め、リハセンターの入院機能を周知します。【拡充】

(3) 社会参加支援

ア 障害者支援施設

(定員 施設入所支援 30 人、機能訓練サービス 36 人)

- 車椅子等備品のレンタルシステムや床頭台の更新等、施設の環境を再点検し、ホスピタリティの向上を図ります。安全で利用者満足度が高く、かつ、利用者の今後の地域での生活を想定した居住環境となるよう整備します。【新規】
- 従来のアセスメントプログラムを、国の令和 6 年度障害福祉サービス等の報酬改定で実施された「社会生活力プログラムを客観的に評価する指標 (SIM)」に合わせて整理し、実施と結果の公表を準備します。【拡充】

イ 就労支援施設 (定員 30 人)

- 利用者自身の障害理解促進のさらなる支援として、利用者が自身の障害理解を深め、配慮事項を簡潔にまとめる自己分析シートの作成を支援します。また、求職や復職活動にあたって、企業からの問い合わせに応じる際や企業側へ理解を深めてもらう場合に自己分析シートを役立てます。【拡充】
- 令和 7 年 10 月から始まる就労選択支援事業と既存の就労定着支援事業の 2 つの国事業について引き続き情報収集します。この導入がリハセンターならではの機能を活かした支援拡大に繋がるか有効性を検討し、令和 7 度中に導入の適否を確定します。【継続】
- 就労経験の少ない利用者や職務内容の変更を検討している利用者にとって、事業団内業務の作業体験や職場実習は、通常の事業所内訓練では体験できないものとなるため、より多くの利用者に提供できる支援となるよう、受け入れ部署や実施回数を拡大します。【継続】

ウ 職能評価開発事業 (職能訓練コース：定員 10 人)

- 高次脳機能障害のある利用者が 8 割を占め、個々の障害状況に応じた支援を行っていますが、復職期限等の関係で利用時期が合いにくい利用者には、利用者本人へのニーズ確認後、可能な場合には他支援機関の利用も勧め、あわせて、協力機関には高次脳機能障害者への対応方法や支援内容を提供して連携します。【新規】

- 在宅障害者の就労ニーズに適切なタイミングで対応するために、令和6年度から始めた地域支援者向けの就労支援サービスについて説明する機会を引き続き設けます。令和7年度は、リハセンター地域支援課が参加している港北区周辺の地域支援者の連絡会等に同行し、就労支援サービスを周知します。さらに、就労ニーズがあった際の具体的な相談先についても伝え、適切なタイミングで就労支援が提供できる仕組みを構築します。【継続】
- 外出が困難な在宅障害者の就労ニーズへの支援として、令和6年度より始めた訪問での職業相談を引き続き実施します。【継続】

(4) 企画研究開発

ア 補装具製作施設

- 補装具等製作事業者連絡会により、補装具クリニックのスムーズな運営や補装具製作室の環境整備等を推進します。【継続】
- 各補装具クリニックの運営担当者と更生相談所で構成されるクリニック検討委員会等を活用して、運営上の工夫や利用者の事務手続き・流れ等、課題の共有を図ります。また、随時、事例検討会を開催し、運営上の課題を共有します。【継続】
- 補装具製作事業者の技術向上のために、補装具に関する製品情報や適用・フォローアップ技術等に関して、事業者向け「ほそうぐ通信」等の情報紙の提供や機器デモンストレーション等による情報発信を行います。【継続】

イ 企画研究開発事業（住環境整備事業を含む）

- 国際福祉機器展やリハ工学カンファレンス等でも発表している研究成果やノウハウを、パンフレットやホームページ、学会発表、展示会等で製造事業者に広報し、新たな機器開発につなげます。また、介護施設や障害福祉施設への介護テクノロジー導入支援や福祉用具の啓発・普及、及び企業の用具開発の支援をします。【新規】
- 企業、大学、特別支援学校等と連携し、社会参加支援、発達障害児・者の支援に役立つ福祉用具の改良や開発に取り組みます。また、関係機関と連携して、今まで共同開発した福祉機器の普及を推進します。【拡充】
- ラポールや放課後等デイサービスなどにおける障害児・者のスポーツ用具や遊具、療育や機能訓練で使用する用具、在宅での移動やコミュニケーションに関する環境整備、支援者向け研修への講師派遣等、事業団内各部門からのニーズに対応し、利用者サービスにおける技術支援を推進します。【継続】

(5) 地域サービス

ア 地域・在宅巡回事業／横浜市福祉機器センター運営事業

- 在宅障害者、特に難病者の早期対応及び社会参加を含む継続的支援のため、区役所及びケアマネジャーをはじめとした地域支援者との連携を軸に、リハセンター機能の活用と支援体制の構築を進めます。また、福祉機器支援センターの展示

機能を活用した福祉機器の啓発、コミュニケーション支援技術の活用、進行に応じた適時適切な支援を通して地域支援者と連携します。【継続】

- 発達障害児の在宅生活の継続や社会生活に向けて、地域療育センターと協働した地域リハビリテーション事業の紹介や、障害者支援施設へのおもちゃ作りワークショップの技術支援等を行います。また、福祉機器支援センターのアウトリーチ機能を活用して、ライフステージに応じた支援体制を拡充します。【継続】
- 高次脳機能障害者の安定した在宅復帰・在宅生活の継続に向け、在宅リハビリテーション機能を活用します。高次脳機能障害支援センターと協働のもと、中途障害者地域活動センター等へソーシャルワーカーやセラピストを派遣し、困りごとや社会参加に向けた支援を行います。【継続】
- 関係機関技術支援として、障害者福祉施設に対し、利用者の自立度向上や二次障害の予防、職員の業務負担軽減のための介助方法の指導や福祉機器、介護テクノロジーの導入等を支援します。【継続】

(6) 横浜市高次脳機能障害支援センター運営事業

- 地域の就労支援事業所に繋がる高次脳機能障害者への支援として、地域の就労支援事業所の利用定着を見据えた支援を体系化します。そのために、リハセンターと事業所で提供できる支援を整理します。また、リハセンターを利用する高次脳機能障害者が、地域の就労支援事業所を利用する場合は、事前の準備や引継ぎを含め提供できる支援を関係部署が協働して整理するとともに、協力機関を増やすよう努めます。【新規】
- 高次脳機能障害の家族支援として行っている症状や対応の理解講座と交流会について、令和7年度は参加対象となる家族の層を明確化する等により、参加者の共通ニーズに沿った相互に支え合いやすい機会となるよう運営を工夫します。【継続】

2 発達障害対策部門

発達障害児を対象に、港北区に在住する小学生までの児童を対象とした「地域療育センター」と、横浜市全域の難聴児及び中学生以上の生徒を対象とした「中核センター」の機能を併せ持つ発達障害対策部門は、相談、診療・訓練、集団療育、地域サービス等のサービスを総合的に実施します。当部門における今年度の重点事業は、次の4項目です。

- 国の令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定において福祉型・医療型児童発達支援事業の一元化が明記されるに至り、集団療育の工夫とともに、肢体療育と知的療育、両方の療育技術を持つ人材育成を進めます。【新規】
- 児童の診断名や特性、検査結果などに基づく対応の工夫や取組のねらい、今後のプランを一括して記載する「総合プラン」の作成と保護者への提示を本格化させます。【拡充】
- 外来集団療育グループでは、就労家庭の運動発達障害児の低頻度グループを新

たに午後にも設置します。また、就労家庭の中重度知的障害児のクラスと、生活困難度の高い3歳児が新入園で週5日通園するクラスをそれぞれ新設します。

【新規】

- 令和6年度開所した難聴児の児童発達支援事業所「ほっぷ新横浜」の安定的な運営体制を構築します。また、難聴通園及び「ほっぷ新横浜」の異年齢交流プログラムを企画し、新入園保護者教室の内容や提供方法を再検討して、難聴療育の充実を図ります。**【拡充】**

(1) 地域療育センター機能

ア 相談

- 一次支援では、保護者の不安に寄り添うとともに、児童の特性を共有できる支援・プログラムを積極的に利用してもらうよう働きかけます。保護者が抱えている不安やニーズを言語化できるよう支援を丁寧に進めていきます。また、ニーズに合わせたプログラムが展開できるよう、多職種による支援のあり方を検討します。**【継続】**
- 児童の姿を保護者と職員で共有しながら相談できる場所であるひろば事業について、開催曜日や時間の工夫とともに、ソーシャルワーカーや心理士との相談時に保育士・指導員が同席して児童との遊びの様子を保護者にも見てもらう等の個別対応も行いながら、ひろば事業のバリエーションを増やします。**【継続】**
- 虐待等不適切養育や支援が難しい利用者や家庭に対して、ソーシャルワーカーとして主体的、かつ自信をもって業務に従事できるよう、定期的に研修を行い、スキルアップに努めます。**【継続】**

イ 診療・訓練

- 運動発達障害児を対象とした地域支援強化グループは、集団療育の目的を明確にし、低頻度の設定で継続します。就労している保護者のニーズである生活課題に対するピアカウンセリングと就労状況に配慮し、開催時間を午後に設定します。**【新規】**
- 児童の診断名と特性、検査結果やこれらに基づく対応の工夫や取組のねらい、今後のプランを一括した書式を、初診後の二次支援期利用者への「総合プラン書」として本格的に作成にします。カンファレンス等において支援方針を共有し、リハセンター方針としての「総合プラン」の位置づけを明確にした上で、保護者に提示します。**【拡充】**

ウ 集団療育

(7) 児童発達支援(定員50人)

- 肢体系クラスは1.5クラスとなり、令和6年度同様、障害種別や発達状況、年齢・頻度が混在するクラス編成となります。3歳～5歳までの3学年を跨いだ編成となるため、プログラムの内容やバリエーション、保護者支援の工夫を行います。**【継続】**

- 知的系クラスは、これまで3歳児入園の通園頻度は高くても週3日からでしたが、令和7年度より、生活困難度の高い3歳児を対象に新入園で週5日登園するクラスを開設します。3歳児～5歳児まで年齢幅の広いクラス編成になることから、プログラムや保護者支援を工夫し、親子の生活困難に早い年齢から支援できる療育を進めます。【新規】

(4) 児童発達支援事業所「ぴーす新横浜」(日々定員12人)

- 地域生活を主体にしている児童が対象である公的施設として、地域の保育所・幼稚園等に対して、利用児のみに限定しない関係機関支援を積極的に実施するよう努めます。また、児童の就学後の生活のことなど、先の見通しを持った支援ができるよう人材育成を図ります。【継続】

エ 地域サービス

- 地域での親子を見守る力を高めるために、行政や子育て支援に関わる関係機関との研修等を通じ、ネットワークをブラッシュアップします。自立支援協議会の児童部会において、民間の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスとつながる機会を作り、リハセンターとして発信・協働できることなどに積極的に参画します。【継続】

(2) 中核センター機能

ア 相談

- 令和6年度から運用開始した電子カルテシステムにより、利用者が利用しやすい流れ・動線となるよう、さらに試行・改善を継続すると同時に、職員の業務効率化に取り組みます。【継続】

イ 診療・訓練

- 運動発達障害児を対象とした学齢後期支援の「生活体験プログラム」では、療育センターから移行した利用者も対象とした中学生グループを新たに実施します。また、「生活リハ入院」では、リハセンター医療部と自立支援部が協働し、夏休みに加えて春休み期間にも実施し、実施時期の拡充に努めます。その他にも、学齢後期から成人期への移行支援を目的とした「将来について考えてみよう」の本人参加型講座では、より参加しやすい開催時間を検討して実施します。【拡充】
- 発達障害児を対象とした学齢期支援については、相談の初期に対応する心理士と相談枠の充足や、診察と初診後心理評価のタイムリーな予約が可能となるよう、診療全体の業務配分を見直し、柔軟な運用体制の確保を図ります。また、「保護者向け集団プログラム」と「オリエンテーションプログラム」は、実施時期、グループ数、スタッフ体制を調整し、継続実施します。【継続】

ウ 集団療育

(ア) 児童発達支援(難聴) (定員 24 人)

- 難聴事業は、新型コロナウイルス感染症による影響でのマスク着用により、口元が確認できないなど運営に支障があったため、事業を縮小せざるを得ませんでした。そのため、児童や保護者間の交流が限定的になっていましたが、令和 7 年度は、通園及び「ほっぷ新横浜」の異年齢交流のプログラムを企画し、交流の機会を設けます。【新規】
- 難聴クラスは年度ごとではなく随時入園のため、どの時期に入園しても利用者への安定した情報提供に取り組みます。年間を通じて行っている「新入園保護者教室」の内容及び提供方法を再検討し、保護者が必要な時期に、必要な情報へアクセスできるようにします。【拡充】

(イ) 児童発達支援事業所「ほっぷ新横浜」 (日々定員 10 人)

- 令和 6 年度に開所した難聴年長児が通園する児童発達支援事業所「ほっぷ新横浜」について、防音室等の設置や人員配置、プログラム調整等運営の見直しを行い、安定的な運営体制を構築します。【拡充】

エ 学齢後期支援事業

- 本人支援について、相談を重ねる中で意思決定支援も含めた充実を図ります。併せて本人・家族の気づきを支援するプログラムを提供し、地域や関係機関等への情報発信についても積極的に取り組みます。【継続】
- 市内 4 か所の学齢後期支援事業所の連携した取組では、教育機関との連携や地域への移行支援についての取組の具体化を検討します。【継続】